

〔博士論文要旨〕

# フランス革命の憲法原理 ——近代憲法とジャコバン主義

横山みよ子

〔筆名 辻村みよ子〕

## I はじめに——本論文の目的と分析視角・方法

フランス革命期にモンターニュ派によって制定された1793年6月24日憲法（いわゆるジャコバン憲法）は、「人民主権」を標榜し男子普通選挙制を導入した最初の共和主義憲法であり、フランス憲法史の中で「最も民主的な憲法」として高い評価を与えられてきた。また、人民投票で成立しながらも施行されずにおわったこの憲法は、その後もいわば「反体制運動のシンボル」として重要な歴史的機能を果たした。そのため、1793年憲法は、今日の歴史学・憲法史学・憲法学のいずれにとっても重要な研究対象であり、とりわけ、憲法学にとっては、ブルジョア革命の成果としての近代市民憲法の諸原理の本質と限界の問題を検討する上で恰好の素材であるといえる。

そこで本論文では、歴史学・憲法学双方の研究成果をふまえて、1793年憲法についての総合的な検討を行うことにより、その憲法原理の特質とブルジョワ憲法としての限界を明らかにすることを目的とする。この検討は、従来のように単なる「民主的・急進的」な憲法といった評価にとどまることなく、1793年憲法をフランス憲法史のなかに正しく位置づけるという意図から出発している。しかし、それだけでなく、近代市民憲法の主権原理と人権原理の特質と限界、さらに両原理の相互関係の問題を追求することにより、同じく近代市民憲法の嫡流にある日本国憲法の主権・人権原理をめぐる諸問題の解明に比較憲法的・社会科学的アプローチを試みることをめざしている。

本論文では、1793年憲法をめぐる歴史のおよび憲法理論的な4つの分析視角——IA：フランス革命期における1793年憲法の歴史的・憲法史的意義の研究、IB：革命期以後

における1793年憲法の歴史的・憲法史的意義の研究, II A: フランス革命期における1793年憲法の憲法理論的意義の研究, II B: 革命期以後における1793年憲法の憲法理論的意義の研究——のうち, 主として革命期の歴史のおよび憲法理論的意義に関するI A・II Aの分析を行い, 革命後の展開に関するI B・II Bの検討については概略を示すにとどめて今後の継続的な研究課題とする。

次に, 以上の分析視角からの検討を行う際の方法として, 本論文では, 従来の憲法学の1793年憲法研究では必ずしも十分ではなかったと思われる歴史的・実証的研究方法を採用し, フランス革命の構造や1793年の革命状況, 1793年憲法の制定過程, 当時の300に及ぶ憲法草案の概要等の歴史的・実証的検討を基礎とした上で憲法理論的検討を行うこととした。そして, フランス革命における革命各派の対抗図式を「反革命派(貴族・特権層) ↔ 議会派ブルジョワ ↔ 民衆(サン＝キュロット, アンラジュ)」という鼎立構造で据えた上で, 1793年の憲法制定過程で提示されたジロンド派, モンターニュ主流派, モンターニュ左派＝ロベスピエール・ジャコバン派, および民衆(とりわけ都市の政治的民衆としてのサン＝キュロットの憲法思想を体系化したアンラジュ)という4つの各派の憲法草案の憲法原理を比較検討するという手法を採用した。この4つの草案とは, 各々, 1793年憲法に重大な影響を与えたジロンド派のコンドルセ草案, モンターニュ主流派のエロー・ド・セジュール草案, モンターニュ左派・ジャコバン派のロベスピエール草案, さらに, アンラジュのジャン・ヴァルレ草案であり, とくに, 後二者との憲法原理との対比によって, 成立した1793年憲法の憲法原理の特徴や限界を明らかにすることが可能となる。

このような検討によって, 1793年憲法の歴史的・憲法理論的な本質とその議会ブルジョワの所産としての限界を直視することは, 従来の支配的的革命論を批判する「修正主義」派の見解が有力となり, 1793年の革命過程が“*déravage*”(プレーキのきかないスリップ)であったか否かという観点からあらためて1793年の意味が問われている最近の歴史学界の議論に対しても, また, 「ブルジョワ革命憲法の典型は, 1791年憲法か, 1793年憲法か」という形で問題が提起されてきた憲法学界の議論に対しても, 一定の有効な判断材料を提供しうるものと考えている。

なお, 本論文の構成の概要は次のとおりであるが, 以下では, 序章～第二章, 第三章, 第四章の各々について, 検討内容の要点を簡略に記すにとどめる。

はしがき——フランス革命 200 周年によせて

序章 問題の所在——フランス憲法史のなかの 1793 年憲法の意義

第一節 本稿の目的と分析視角

第二節 1793 年憲法をめぐる研究状況

第一章 フランス革命とジャコバン主義

第一節 フランス革命の構造と憲法思想

第二節 ジャコバン派とジャコバン主義

第二章 1793 年憲法の成立

第一節 1793 年憲法の制定過程

第二節 1793 年憲法の成立と憲法私案の特徴

第三章 1793 年の憲法原理

第一節 ジロンド派の憲法原理

一 コンドルセの憲法思想とジロンド憲法草案

二 ジロンド憲法草案の原理

第二節 モンターニュ派の憲法原理

一 エロー・ド・セシユールの憲法思想と 1793 年憲法草案

二 1793 年憲法の原理

第三節 ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法原理

一 ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法思想

二 ロベスピエール草案の原理

第四節 アンラジェの憲法原理

一 サン＝キュロットとアンラジェの憲法思想

二 ジャン・ヴァルレ草案の原理

第四章 1793 年憲法の歴史的意義と限界——むすびに代えて

第一節 1793 年の歴史的展開

第二節 1793 年憲法原理の限界

## II フランス革命の構造と 1793 年憲法の成立

本論文の序章第二節では、まず、1793 年憲法をめぐる日本とフランスの歴史学・憲法学双方の研究状況を整理し、検討課題を析出している。

フランス革命の構造や「ブルジョワ革命」論の認否をめぐる論争が続いている歴史学では、1793年憲法の位置づけについても、オーラル・マティエ論争以後、対立的な見解が提示され続けてきた。オーラルによれば、1793年憲法とジロンド草案との相違は本質的なものではないのに対して、マティエは、ジロندانとモンタニャールの対立に階級闘争の性格を見出し、モンタニャール独裁の必然性とジロンド草案のブルジョワ的性格を強調した。この立場は、ルフェーブル、ソプールを経て長くフランス革命論の支配的地位を占め、高橋説を通じて日本でも主流となった。高橋説では、近代化の「二つの道」の対立を、前期的資本家層（商業資本）と中小生産者・農民層（産業資本）の利益を代表するジロندانとモンタニャールの対立にもあてはめ、さらに、各々の憲法原理にも関連させて理解する図式が提示された。ここでは、後者のモンタニャールによって制定された1793年憲法が「西ヨーロッパ型の民主主義的・自由主義的憲法」になり、前者の系列に属する1791年憲法が外見的立憲主義の憲法の範疇に入るという構図が示唆されたことに対して、憲法学の杉原教授から批判が提示された。

その後、このような（マルクス主義的な階級闘争史観にたった）支配的革命論に対する批判論がさまざまな観点から提示されたが、とくに最近では、アナル派の社会史的研究の隆盛のなかで、フュレらの修正論が有力となった。モンタニャール＝ジャコバン独裁を必然的な革命の深化とは見なさず、“*déravage*”と解するフュレらの見解は、1793年憲法をブルジョワ革命憲法の枠外において捉える従来のフランス憲法学の支配的見解とも一致しているようにみえる。

すなわち、フランス憲法学では、第三共和制期のエスマン、デュギー、カレ・ド・マルベールらによって、フランス革命期の憲法原理が理論化されたが、とくに、カレ・ド・マルベールによって、「国民（nation）主権」と「人民（peuple）主権」が峻別されて以来、1791年憲法と1793年憲法の二つの体系を区別することが一般化した。その後のフランス憲法学では、「国民主権」「基本的人権」「権力分立」という近代市民憲法原理を確立した1791年憲法の体系を憲法史の基底におき、一方、「人民主権」や「半直接制」を採用した1793年憲法を例外的に扱う見方が定着した。

日本の憲法学でも、歴史学の高橋説への批判として、1793年憲法は市民憲法の典型ではなく、主権原理に関する限り近代市民憲法の枠をこえたものではないかという疑問が杉原教授から提示されたのに対して、高橋説に依拠する樋口教授から、1793年憲法の原理が第三共和制以降に定着するという見解が提示され、主権概念等をめぐっていわゆる

「70年代主権論争」が展開された。フランス革命期憲法への関心はこうして次第に高まり、革命期の憲法原理についての実証的研究も開始されたが、1793年憲法については、ジロンド草案との連続性や憲法原理の異同の問題、ジャコバン主義・ロベスピエール草案の影響と差異等について多くの実証的な検討課題が残存することとなった。

そこで、本論文では、第一章でフランス革命の構造と1793年憲法の革命状況についての基礎認識を示した上で、第二章で1793年憲法制定の過程と1793年段階の憲法状況を検討している。

1792年9月の国民公会招集以後、1793年6月24日採択に至る1793年憲法の制定過程は、1793年5月末のジロンド派追放を境に、ジロンド派主導期とモンターニュ派主導期に二分され、その前者では主として人権宣言草案が、その後者では主として憲法草案が審議された。コンドルセ私案をもとにしたジロンド派主導期についてみると、審議は、報告者のバレールを中心に、ジャンソネ、ヴェルニョーらジロンド派の有力議員が発言力を強める形で展開され、一部の問題を除いてはモンターニュ派との間に鋭い議論の対立もなかった。ジロンド草案、六人委員会原案、5月29日確定案の相互比較によっても、ジロンド草案には殆ど重要な修正が加えられなかったことが明らかである〔88頁以下の一覧表参照〕。また、ジロンド派主導期の確定案（5月29日案）が、モンターニュ派主導期の6月10日にエロー・ド・セシユルによってそのまま国民公会に提出された過程からも、ジロンド草案との連続性が認められる。さらに、6月23日に突然提示されたエロー・ド・セシユル人権宣言新案＝1793年憲法人権宣言を比較の対象に加えた場合も、平等の強調の度合や抵抗権の実現手段などの点を除いて、憲法原理上本質的な対立を見出すほどの差異はあまり認められず、ジロンド草案と1783年憲法との間に連続性が存在することがわかる。

次に、モンターニュ派主導期の憲法案審議では、国民公会選挙ですでに実施されていた男子普通選挙と第一次集会での主権行使を前提とする「人民主権」構想が具体的に論じられたが、ジロンド草案と本質的に異なるものといえず、ロベスピエールも自己の草案との差異を捨象して憲法の早期成立に協力した。審議過程の検討からは、命令的委任の構想に通じるエロー・ド・セシユル草案の第15章（大陪審）が削除された経緯から、成立した1793年憲法には命令的委任原理は採用されておらず、国民代表に対する法的・政治的責任追及の制度がきわめて不十分であったことが理解される。

第二章第三節の1793年の憲法私案の検討からは、当時の憲法状況として、すでに普

通選挙を基礎とした「人民主権」実現の要請が強固となり、憲法草案の多くが「人民主権」を実現するために半代表制ないし半直接制の導入を模索していたことが明らかとなり、興味深い。従来から指摘されてきた1793年憲法の民主性ないし急進性は、それが特に（ジロンド派とは対立的に）モンターニュ・ジャコバン派の所産であるためではなく、1793年当時の一般的な要請であったことがわかるであろう。このことから、1793年憲法に特殊・例外的なほどの評価を与えてきたことに対する疑問の一端を実証しえるのではないかと考えられる。

### III 革命各派の憲法原理

続く第三章では、いよいよ、ジロンド派、モンターニュ主流派、ロベスピエール＝ジャコバン派、アンラジュという四つの革命各派の憲法原理を理論的に検討する。しかし、その際にも、国民公会に提出された体系的な憲法草案だけでなく、その基礎となった文書や報告等の検討によって、コンドルセやエロー・ド・セジュール、ロベスピエール、ヴァルレの各個人および各革命派の憲法思想を明らかにする作業を先行させている。それは、従来の憲法学上の議論が、確定した憲法条項の表面的な解釈に依拠したことから、種々の疑問や誤解を生じさせたことへの配慮に基づくものである。

#### (1) ジロンド派の憲法原理

第三章第一節では、コンドルセの草案をもとにしてジロンド派の憲法原理を具体的に検討している。従来からジロンド派＝大ブルジョワの代表という前提的理解のもとで、ジロンド派草案のブルジョワ的性格を指摘しがちであったことへの疑問から、本節では、とくにコンドルセの革命前夜からの憲法思想の検討を重視し、コンドルセとジロンド派の他の議員の見解の相違点にも留意しつつ、その特徴を分析することを試みている。

「最後のフィロゾフ」と呼ばれるコンドルセは、革命以前から自然法思想を基礎とした憲法思想を展開し、自由・平等・「人民主権」を基礎とする緻密な共和主義憲法構想を提示した。人権原理の面では、所有権の絶対性や任意処分性を認めたことなど多くの点で1789年宣言を踏襲していたが、統治原理の面では、「人民主権」を標榜しつつ、男子普通選挙制のほか法律の人民提案制や憲法についての人民投票制を導入するなど、民主的構想を採用していた。しかし、その主権原理を「人民主権」と解することについては異論が存在し、とくに、彼の選挙権論を、従来のフランス憲法学の定説どおり「選

挙権権利説」と解することに対する疑問も提示されている。この点について、本論文では、当面、彼の革命初期以来の憲法思想などをも考慮して「選挙権権利説」として理解し、その意思決定手続き上の不備等を留保しつつも「人民主権」の体系として捉えている（176頁注（3）・（4）、182頁注（3）・（4）、190頁以下参照）。

## （2） モンターニュ主流派の憲法原理

ジロンド派追放後、反革命や戦況の悪化のなかでモンターニュ主流派の手で緊急に制定された1793年憲法は、人権原理の面で、ジロンド草案よりも徹底した平等権の重視、社会権的な権利の承認、蜂起権の確立という特色をもっており、その後の憲法史の展開からみても20世紀的な憲法原理の「先どり」的な面を示していた。また、統治原理についても、「人民主権」原理を採用し、男子普通選挙と「人民による立法」の原則を基礎とする半直接制、権力の議会への集中という特徴ある統治原理を構築していた。

これらはいずれも、ルソーらの思想に導かれて急進化していた当時の民衆の要求に應えるものであり、また、革命の防衛のために民衆の力を必要としたモンターニュ派指導者の「民衆を嚮導するための」政略でもあった。

もっとも、この憲法の内容を仔細にみれば、議会ブルジョワの所産であることに由来する幾多の限界が存在していた。とくに、人権原理について所有権の自然権性を認めたことは、1789年宣言・1791年憲法、ジロンド草案と同様にブルジョワ革命の所産としての性格を披瀝したものと見える。また、このことは1793年憲法の特色とされる平等権や社会権的な諸規定の意義をも相対化するものであり、平等を強調したその外観に比して、民衆の要求であった事実上の平等・実質的平等への配慮が欠如していたことを示している。一方、1793年憲法の「人民主権」原理については、すべての市民の総体を主権者として、第一次集会で直接的に主権を行使する原則が表明され、憲法改正のみならず、通常法律の制定についてもすべての第一次集会の意思に服する「人民拒否」ないし諮問的レフェンダム制度が確立されたことが評価される反面、この制度の実現可能性の点や、議員に対する人民のコントロール制度の不備、人民による執行監督制度の不備など、きわめて不十分な構造にとどまったことが指摘できる。

## （3） ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法原理

コンドルセ起草の憲法委員会案（ジロンド草案）を批判するために当時のジャコバ

ン・クラブ内で独自の委員会が活動を開始し、1793年4月24日、ロベスピエールの人権宣言草案が国民公会に提出された。ロベスピエールは、革命勃発直後から議会内の最左派として制限選挙制等に反対し、ドリヴィエの請願に同調するなど民衆の要求に最も近い立場をとり続けた革命家であった。彼は、1793年憲法制定段階では、モンターニュ左派にあって反ジロンド派の立場で審議を推進し、自己のルソー主義的憲法理念を人権宣言草案のなかに体系化した。やがて憲法の早期制定に協力するための妥協的・政治的傾向を強めていった。

38カ条からなるロベスピエール草案は、1789年宣言・ジロンド草案と同様、すべての政治的結合（国家）の目的が、人の自然権の維持にあることを明らかにしたが、その内容には、自由と生存の維持に備える権利をあげ、従来のように、所有や安全、抵抗などをあげなかった。とくに、所有は、絶対不可侵の自然的権利ではなく社会制度として捉えられ、所有権の対象としての財産が法律によって限定される（第6条）など、社会的に制約をうけた権利であるとされた。ロベスピエールは、他の自由権等と同様、所有権についての内在的な制約を重視し（第7～8条）、他人の生存や所有権などの権利を害するような投機や買い占め等の大財産を制約することを目的とした。

また、彼が、所有権の制限の基礎に生存権をおいたことは、当時の民衆の要求を念頭においたものとして注目される。ロベスピエール宣言は、ジロンド草案では「公的扶助は神聖な義務である」とのみ規定されていたのを具体化して「社会が、全構成員に対して、…労働を確保することにより、あるいは労働しえない者に生活の手段を保障することによって、その生存について義務をおう（第10条）」と定め、社会全体の義務とこれに対応する社会権を構築したが、一方で、扶助義務を「余剰をもつものの負債（第11条）」とすることで、国家の義務よりむしろ、私人間の財産の再分配の方向を示していた。このことは、累進税制の構想にも認められた。

次に「人民主権」原理を基礎とする統治構造について、ロベスピエールは、人権宣言草案の他、5月10日の憲法素案のなかで、全市民による受任者の選任権と立法参加権を定め、受任者の行動についての監視・責任追及制度を完備した。彼は、とくに「執行府の専制」に対する監視を強調したため、公務員の責任追求制度を詳細に定めたが、議員については、選挙民による強制委任や選挙区への責任を明確にしなかった。この点で、従来から指摘されてきたような「命令的委任」制度の採用については疑問があり、彼の構想をヴァルレ型と1793年憲法型の間中に位置づけることができる。

(4) アンラジュ、ヴァルレの憲法原理

ジャック・ルーヤテオフィール・ルクレールらと共に、パリの中心的なアンラジュとして、1793年5月31日の蜂起などを指導したヴァルレは、「社会状態における人権の厳粛な宣言」を国民公会に提出して、サン＝キュロット達の憲法思想を体系化した。

1793年当時のパリのサン＝キュロットやアンラジュは、コミュニケーションの集會に結集して、パンなど食糧の値上げや買い占めを糾弾するなかで、生活必需品の確保＝民衆の生存権の保障から、享受の平等、大財産の制限、投機や買い占めの禁止、公的扶助・公教育の確立にいたる「小ブルジョワ的な平等主義」の理念を形成していた。また、セクション集會等での実践をつうじて、全市民の政治参加と「人民による立法」という「人民主権」原理の実現を求めている。

ヴァルレの宣言は、社会状態における人権の内容として、主権の行使、思想・行動の自由、個人の安全、財産の享有、圧制に対する抵抗をあげた(第7条)。まず、所有については、実質的平等の保障を担保するために所有権を制限する構想を示し、所有権の対象としての財産を、予め、生存に必要不可欠な財産、社会的弱者に対する救済、労働生産物・給料、世襲・相続財産または贈与、の四種類に限定し、これらの財産についてのみ自由処分権としての所有権が成立することを定めた(第18・19条)。さらに、投機・独占・買い占めによって蓄積された財産は公財私消の証明によって国有財産とされることを定めた(第20条)が、私的所有自体を否定するものには至らなかった。

また、ルソーの「主権は代表されえない」という原則を忠実に実現しようとしたヴァルレは、権利の筆頭において重視した人民の主権行使の権利を、次の8つの内容に具体化した。それは、公的機関を直接選挙、討議、法案作成の受任者への委任による立法参加、議員の召還・処罰、租税の決定、行政への事務報告の要求、法律案の否認もしくは裁可、社会契約の修正、という諸権利である。こうして、「人民主権」原理の実現を担保するために、「人民による立法」の原則のもとで「人民主権」原理に適合的な統治の構造が具体的に明示された。ここでは、主権者と受任者との間に(代表関係ではなく)命令的委任の関係が設定され、主権者による受任者の選任、委任、監督、召還、報告要求、解雇、協約の停止、罷免、処罰という一連の手続きによって、人民のコントロールを確保しようとした構想が示されていた。

## IV 1793年憲法の歴史的意義と限界

以上の検討から、ジロンド草案、1793年憲法、ロベスピエール草案、ヴァルレ草案は、いずれも同じ共和主義憲法原理のもとで、人権原理における平等と、統治原理における「人民主権」を強調していたことがわかる。しかし、そのなかでは、当時の民衆の憲法思想を体系化したヴァルレが最もルソーの原理に忠実であり、憲法理論上も、「人民主権」原理に適合的な統治制度、立法手続き、命令的委任制度を具体的に検討する際の重要な示唆を与えるものであった。

そして、1793年憲法の憲法原理は、必ずしも、従来指摘されてきたように、市民憲法の枠を超えるほどに超ブルジョワ的な憲法ではなく、所有権の絶対・不可侵制を認め、実質的平等の確保に大きな限界をもっていたほか、社会権についても、今日の用法からすれば不十分なものであった。同時に、フランス憲法史上最も民主的とされてきたその「人民主権」原理にも、多くの不十分な点が認められた。

ところが、このような限界にも拘わらず、なおもその後の諸憲法より民主的なものでありえたために、1793年憲法は、「後代のそれぞれの時点における現状批判的運動のシンボル」として機能した。1795年のプレリアル蜂起時に「パンと1793年憲法を」と書いたプラカードが掲げられて以来、この憲法は、いわば、フランス左翼（議会内左翼政党および議会外の反体制的な民衆運動）の緩やかな綱領としての役割を果たしてきた。しかし、他方、フランス憲法史上では、1793年憲法は、ルソー流の「人民主権」を掲げるものとして、1791年憲法の体系に比して、たえず例外的な存在として扱われてきた。

これに対して、1791年憲法の冒頭におかれた1789年宣言は、今日でもなお、憲法院によって裁判規範性をもつことが承認され、現実に憲法ブロックを形成するものとして生き続けている。そして、1789年宣言によって確立された個人主義的、自由主義的基本的人権観念、および、一般意思の表明としての法律の優位に基づく「法律による自由」（国家による自由）の原則、単一・不可分の主権を基礎とした中央集権的な国家中心主義などの憲法伝統は、純粹代表制から半直接制への展開や「国民主権」から「人民主権」への展開を伴いながらも、今日まで、一貫した原則でありつづけている。

このように、フランス憲法史の展開のなかでは、近代市民憲法の典型としての1789年宣言・1791年憲法の体系と、その例外としての1793年憲法の体系が対立的な二つの系譜を形成してきた。そして、この二つの体系には、主権原理と人権原理の各々のなか

に、例えば「国民主権」対「人民主権」、「ロック型所有」対「ルソー型所有」という対抗的關係が存在するだけでなく、主権原理と人権原理の相互間にも交錯的な理論的關係が推認される。本論文で試みた革命各派の憲法原理の比較検討の結果からは、とくに各々の草案が、その階級基盤（大ブルジョワジー・中ブルジョワジー・小ブルジョワジー・民衆）の利益に即した所有原理・人権原理を表示していたこと、そして、その順序に反比例して、各々の統治原理・主権原理が民主化度を強めていたことが明らかにされた。このような事実からも、人権原理と主権原理との相互の理論的關係が示唆されているといえるであろう。

こうして、二つの憲法体系のなかでの人権・主権理論相互の關係に留意しつつ、1793年憲法やジャコバン主義の歴史的・理論的意義の今日的展開を究明することが今後の検討課題となる。同時に、このような二つの憲法体系の対抗をこえたフランス憲法理論のあらたな動向についても、今後、注目をしてゆかなければならない。それは、1970年代以降、次第に従来の憲法伝統が動揺し、二つの憲法体系を超えた、いわば外からの、より大きな視座にたった問題提起がはじまっているようにみえるからである。すなわち、1970年代以降憲法院が自ら違憲審査を積極的に行使したことによって、フランス憲法学の「法律学化」現象が認められ、従来のルソー型の一般意思（法律）の優位、一元的な議会中心主義の原則にも一定の変更が求められている。人権論についても、欧米のネオ・リベラリズムの影響による徹底した「国家からの自由」の要請によって、従来の「国家による自由」「法律の自由」の原則が動揺させられているといえる。

このような動向は、歴史学の分野で、フェレがルソー主義を批判してトクヴィルやコシャンを復活させたことと無関係ではなく、その背後に最近の欧米の政治哲学の影響が推察される。それだけに、今後も、最近の理論動向をふまえながら、歴史学と憲法学双方の検討対象であり続けている1793年憲法を核として、フランス憲法史におけるジャコバン主義の展開について研究を継続してゆかなければならない。

## 〔博士論文審査要旨〕

## フランス革命の憲法原理——近代憲法とジャコバン主義

論文審査担当者 南 博 方  
杉 原 泰 雄  
浦 田 一 郎

(一) フランスの1793年憲法は、「人民主権」を標榜した共和国憲法として、フランス憲法史においては、「もっとも民主的な憲法」とみなされ、その後の歴史の各時代における現状批判運動のシンボルとされてきた。そのようなものとして、それは、フランスを超えて、近現代の市民憲法史上とくに注目に値する憲法であった。申請者は、以下のような構成をもって、この憲法を検討しようとする。

- 序章 問題の所在——フランス憲法史のなかの1793年憲法の意義
- 第一節 本書の目的と分析視角
- 第二節 1793年憲法をめぐる研究状況
- 第一章 フランス革命とジャコバン主義
- 第一節 フランス革命の構造と憲法思想
- 第二節 ジャコバン派とジャコバン主義
- 第二章 1793年憲法の成立
- 第一節 1793年憲法の制定過程
- 第二節 1793年憲法の成立と憲法私案の特徴
- 第三章 1793年の憲法原理
- 第一節 ジロンド派の憲法原理
- 第二節 モンターニュ派の憲法原理
- 第三節 ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法原理
- 第四節 アンラジュの憲法原理

第四章 1793年憲法の歴史的意義と限界——むすびに代えて

第一節 1793年憲法の歴史的意義

第二節 1793年憲法の限界と諸問題

資料

このような構成をもった1793年憲法の研究は、『フランス革命の憲法原理——近代憲法とジャコバン主義』と題して、昨年7月、日本評論社の「現代憲法理論叢書」の第一巻として公刊され、本年6月渋沢・クロデル賞を受けている。

(二) 申請者による研究の要点は、以下のようである。

序章の第一節では、研究の目的が歴史学および憲法学の両者の研究成果をふまえて、1793年憲法を総合的に検討し、同憲法原理の特質と限界を明らかにすることにあるとする。そのための方法として、従来の憲法学の研究では必ずしも十分ではなかった歴史的・実証的方法を採用し、フランス革命の構造、1793年の革命状況、1793年憲法の制定過程等の検討をふまえたうえで、憲法理論的な検討をとする。とくに、フランス革命における対抗図式として、反革命派(貴族・特権層) ↔ 議会派ブルジョワ ↔ 民衆(サン＝キュロット・アンラジェ)という鼎立構造をふまえたうえで、1793年憲法制定過程で示された、ジロンド派、モンターニュ主流派、モンターニュ左派＝ロベスピエール・ジャコバン派、民衆(サン＝キュロットの憲法思想を体系化したアンラジェ)の四派の憲法草案の原理を比較検討するという手法をとるとしている。

序章の第二節では、1793年憲法にかんするこれまでの研究状況を、歴史学、憲法学の両者にわたって検討する。そのいずれにおいても、フランスの場合と日本の場合の状況が要領よく整理されている。その上で、ジロンド派(ジロンド草案)、モンターニュ派(1793年憲法)、ロベスピエール派(ジャコバン主義・ロベスピエール草案)、民衆(ヴァルレ人権宣言案)の関係をどうみるか、「国民主権」と「人民主権」の区別をふまえてそれぞれの憲法原理をどのように把握するか等、多くの実証的な検討課題が残されていることを指摘する。

第一章の第一節では、フランス革命の構造と各派の憲法思想、および1793年の革命状況が検討される。とくに、革命の構造について、日仏の学説を概観したうえで、柴田三千雄氏にならって、反革命派 ↔ 議会派ブルジョワ ↔ 民衆の鼎立構造を、それも後

二者の間では同盟と対立を含む構造を、憲法原理の問題を処理する上で適格的なものとして提示する。ロベスピエールは、議会派ブルジョワと民衆の中間に位置していたとする。そして、フランス革命の構造の理解は、「革命期の憲法原理および憲法思想についての対抗関係を説明する場合にも適格的であることが要求される。それは、革命期の諸憲法が、諸階層間の対抗の政治的決裁として、革命の成果を法的に確認するために制定されたものである以上、その憲法原理には、必然的に、主導的諸階層の諸利益が反映されていると考えられるからである」(53頁)とし、「憲法原理のなかでは、『国家権力』の帰属に関する主権原理、および、人権原理のなかで中心的な位置にあった所有原理の検討が重要な意味をもつ」(54頁)と指摘する。

その第二節では、ジャコバン派とジャコバン主義の意味が実証的に検討され、1793年から翌年にかけてのジャコバン派とジャコバン主義は、ロベスピエール派とロベスピエリズムにはかならないとする。

第二章では、1793年憲法の成立が、ジロンド派主導期の国民公会での審議、モンターニュ派主導期の国民公会での審議、人民投票、および国民公会が公募した憲法私案にまでわたって検討されている。その中で、ジロンド派とモンターニュ派が憲法原理について質的な差異を示していないこと、ロベスピエールが自己の草案との差異にもかかわらず1793年憲法の早期成立に協力したこと、多数の憲法私案から「人民主権」が当時の一般的な要請であったことなどが指摘されている。

本研究の中心となる第三章では、ジロンド派(ジロンド憲法草案)、モンターニュ主流派(1793年憲法)、ロベスピエール=ジャコバン派(ロベスピエールの人権宣言案等)、アンラジュ(ヴァルレの人権宣言案等)という4つの革命各派の憲法原理を検討する。その際には、それぞれの憲法草案・人権宣言草案のみではなく、その基礎となった文書・報告等によって、各派の指導的人物および各派自体の憲法思想の解明に努めている。各派の憲法原理をより客観的に解明するためである。

その第一節では、ジロンド派の憲法原理が、ジロンド憲法草案の起草者たるコンドルセの憲法思想とジロンド派の憲法思想・同憲法草案との関係、同憲法草案の人権原理と統治原理の諸項目にわたって検討されている。同憲法草案の人権原理については、自由主義的、個人主義的の観点が貫かれ、とりわけ所有権についてはその絶対性や任意処分性が認められており、1789年人権宣言と質的な差異がないとする。また、その統治原理については、男子普通選挙制・法律についての人民発案制・憲法についての人民投票制を

導入し、1793年憲法と同じく「人民主権」をとっているとする。総じて、ジロンド憲法草案の憲法原理は、モンターニュ派の立場（1793年憲法）と著しく近似的であり、ジロンド派＝大ブルジョワジー代表、モンターニュ派＝小ブルジョワジー代表とするフランスの歴史学・憲法学の伝統的見方には再検討の要があるとする。

その第二節では、モンターニュ派の憲法原理が、1793年憲法の起草者エロー・ド・セジュールと同憲法の推進力となったモンターニュ主流派の憲法思想、1793年憲法草案、1793年憲法の人権原理と統治原理の諸項目に分けて検討されている。1793年憲法の人権原理面では、平等を権利とし、社会権的な権利を承認し、蜂起権を規定しているが、なお所有権については自然権性を認め、1789年人権宣言・ジロンド憲法草案と異質のものではないとする。また、統治原理については、「人民主権」にもとづいて男子普通選挙制度と「人民による立法」の原則が導入されているが、なお、「人民拒否」の方法による人民立法の困難性や議員に対する人民統制制度・人民による執行監督制度の不備も指摘されている。総じて、1793年憲法が民衆の要求に対応する外形をもったのは、民衆の力を必要としたモンターニュ派の「民衆を嚮導するための」政略の故でもあったとする。

その第三節では、ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法原理を、ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法思想、ロベスピエール草案における人権原理と統治原理とについて検討し、ロベスピエール＝ジャコバン派が議会内最左派・民衆の要求にもっとも近い立場をとっていることを指摘している。人権原理については、国家の目的が人権の保障にあるとしつつも、その主要な権利が自由と生存の維持に備える権利であるとし、所有権について不可侵の自然権性を否定しているとする。また、私人間で財産を再配分する方向性をうち出し、累進税の構想も示されているとする。統治原理としては、「人民主権」がとられ、全市民による受任者の選任・監視・責任追及および立法の制度をうち出しているとする。しかし、一般公務員の責任追及制度は詳細に定めていたが、議員については命令的委任や人民への政治責任が明らかにされていないとする。総じて、ロベスピエールの構想は、1793年憲法と民衆の憲法構想の中間に位置づけられるとする。

その第四節では、アンラジェの憲法原理が、サン＝キュロットとアンラジェの憲法思想、その憲法理論面での指導者ジャン・ヴァルレの人権原理と統治原理の諸項目について検討されている。ヴァルレは、社会状態における人権の内容として、主権の行使・思想・行動の自由・個人の安全、財産の共有、圧制に対する抵抗をあげ、実質的平等の観

点から所有権を厳しく制限し、社会経済的弱者を積極的に保護する構想を示しているとする。統治機構は「人民主権」を原理とし、権利の筆頭にかかげておいた主権の行使に参加する権利を公的機関の担当者の直接選挙、法案作成者への命令的委任、議員の召還と処罰、租税の決定、行政担当者への報告要求、法律案への賛否、社会契約の修正等として具体化しているとする。

題四章では、むすびにかえて、1793年憲法の歴史的意義と限界が総括されている。その第一節では、1793年憲法が、反革命と戦争の最大の危機の中で、民衆運動の高揚を背景として、フランス革命というブルジョワ革命の成果と共和国の防衛のため制定されたものであること、人民投票によって承認された「人民主権」を標榜する憲法として革命後期においては、民衆運動の結集点としての機能をもつものであったこと、および、革命後においては、ロベスピエールやサン＝キュロットの構想と明確に区別されないままに、それぞれの時代の現状批判のシンボルとして機能していることなどが指摘されている。

その第二節では、①1793年の人権宣言がジロンド派宣言とほぼ同一の線上にあり、ブルジョワ的性格を堅持していること、②1793年憲法が、「人民主権」を標榜してフランス憲法史上比類のない地位を与えられているにもかかわらず、その具体化を不十分にしかしていないこと、③人権原理と主権原理は相関関係にあり、①からみて②の不十分性が必然的であったこと、を指摘する。また、人権原理と主権原理の相関関係に留意しつつ、1793年憲法やジャコバン主義の歴史的・理論的意義の今日的展開を究明することが今後の課題である旨も表明されている。

(三) 以上が申請者の研究の概要である。その研究は、実証性を重視しかつ憲法学と歴史学の研究成果を総合的積極的に活用しようとする方法の故もあって、1793年憲法の研究としては、内外における従来の研究水準を超えるものと判断される。

(1) 本研究の末尾に付されている重要参考文献一覧および本文の注記からも明らかのように、必要な第一次および第二次資料が網羅的かつ入念に利用されており、その記述の説得力と客観性を高めている。日本における従来の研究が、第一次資料の部分的な利用と主としては第二次資料の利用にとどまっているところからすれば、日本における1793年憲法の研究水準を質的に高めているともいえる。

(2) 本研究のなによりの長所は、憲法学と歴史学の成果を総合的積極的に活用することに成功していることである。1793年憲法は、フランス憲法史においてのみならず、

近代の市民憲法史においてとくに注目に値する機能を果たしてきたという事情もあって、憲法学においても、歴史学においても看過できない研究課題として設定されてきた。しかし、憲法学におけるその研究は、概していえば、その正文や議事録の検討に終始し、その背景にある政治的な担い手、対抗関係、さらにはそれらと密接不可分にかかわる社会経済的な構造等の検討には至りえないことが多かった。また、歴史学における従来の研究は、法学的基礎知識を欠き、社会経済的および政治的検討に終始して、法的な構造の的確な分析に至りえないことが多かった。

本研究においては、このような片面的な検討態度は克服されている。フランス革命の構造をふまえて、政治的な諸関係、さらには政治状況が考慮され、その上でジロンド草案、1793年憲法、ロベスピエール草案、ヴァルレ草案が入念に検討され、1793年憲法の諸特色が他草案との比較の中で明らかにされている。そうすることによって、1793年憲法の構造の解明が大きく前進しているだけではなく、同憲法（モンターニュ主流派）と民衆（ヴァルレ草案）との距離、同憲法の世界経済的および政治的な特色と意義も説得的に解明されるに至っている。

(3) 本研究においては、社会経済構造との関係をふまえて、人権（とくに所有）原理と主権原理の構造およびその両者の相関関係に焦点を合わせて検討がおこなわれている。各派の憲法構想がその階級基盤の利益に則した人権原理および主権原理の構想を示しているとする、および、「主権原理はその存在目的としての人権原理の内容に規定され、また、逆に、人権原理は、主権原理の如何によってその保障の程度が規定されるという関係が成立していた」（393頁）とする指摘は、申請者の研究の要点を示すものであるが、これも(2)の方法による実証的研究によってはじめて導きうる帰結で、注目に値する。

このようにして、本研究は、内外における従来の研究水準を超えるものと判断されるが、なお問題がないわけではない。たとえば、以下のような疑問が残る。

その第一は、申請者のフランス革命の構造論にかんする。すでに紹介しておいたように、申請者は、高橋幸八郎氏的な構造論を批判し、柴田氏にならって、反革命派←議会派ブルジョワ←民衆（サン＝キュロット、アンラジェ）の鼎立構造を基底におく。「議会派ブルジョワ」は、その名称からもうかがわれるように、社会経済的な範疇としてのブルジョワジーの利害を代表する「政治的階級」として把握されている（53頁）。これに対して、「民衆」は、社会構成的に「何ら一つの階級を構成したわけではなく」、

「政治的カテゴリーで用いられ、主として都市で、自律性を伴った政治運動の主体となった民衆を意味している」とする(315頁)。この後者の規定からすると、社会経済的基礎の多様な民衆が、一定の社会理念・政治理念をもった自律的な政治運動をおこない、「議会派ブルジョワ」ときに対立する関係に入る原因が理解しにくくなる。また、革命各派がその階級的基盤の利益に則した所有原理・人権原理を提示していたとする申請者のむすびにおける指摘との整合性も問題となる。

第二に、申請者の主権原理の理解も問題となりうる。申請者は、主権原理を国家権力の帰属を指示する法原理と把握しつつも、フランス革命期の憲法の実態に即してみるかぎり、とくに「国民主権」のもとにおいては「国民」に現実に国家権力を帰属させることは論理的にも不可能であり、主権原理が権力的契機のみならず、権力の正当性の契機をも含むものとする(176頁注(3)、228頁注(2))。フランス革命で出現した主権原理について、国家権力の帰属を指示する法原理と解する立場は、誰が国内において国家権力の所有者であるか——したがって諸権限の授権者となるか——を示す法原理と解するもので、主権者は国家権力の所有者であるからこそ諸権限の授権者として諸権限の正当性の淵源となると解するものである。正当性の契機を権力の所有と分離して解するものではなく、前者が後者のうちに本来含まれていると解するものである。「人民主権」についていうならば、「民主的な原理は、主権が人民にあり、それ以外にありえないとする。それ故に、それは政治権力の淵源と正当性の問題にもかかわる」(J. Barthélemy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, 9. éd., p. 53)のである。この点についての申請者の説明は、かならずしも説得的ではなく、議論がうまくかみ合っているとも思われない。

その第三は、ジロンド憲法草案第27条から法律に対する人民拒否の制度の導入を読みとれるかである。申請者はそれを肯定するが(188頁)、検討の余地がありそうである。

しかし、このような問題点は、憲法学と歴史学の研究成果を総合的にふまえることによって、従来の研究水準を超えようとする申請者の方法につきまといがちの問題点というべきものであろう。それらは、無視するわけにはいかないものではあっても、申請者の研究の方法とその成果をけがすものではない。申請者自身の今後の課題として解決すべきものであろう。

審査員一同は、上記のような研究の評価と口述試験の結果にもとづき、申請者に一橋大学法学博士の学位を授与するのが適当と判断する。